

北九州市監査公表第32号

令和2年12月25日

北九州市監査委員 小林 一彦  
同 廣瀬 隆明

令和2年11月12日付で地方自治法第242条第1項により提出された北九州市職員措置請求について、同条第5項の規定により監査を行ったので、その結果を公表する。

## 目 次

	頁
第 1 監査請求の内容	1
1 請求人	1
2 請求書の提出日	1
3 請求の内容	1
第 2 監査委員の除斥	7
第 3 要件審査	7
第 4 監査請求の受理	7
第 5 政務活動費制度の概要	7
1 政務活動費制度の経緯、現状等	7
2 政務活動費の関係法令等	9
第 6 監査の実施	1 2
1 監査対象事項	1 2
2 監査対象部局	1 2
3 監査の方法	1 2
4 請求人の証拠の提出及び陳述	1 3
5 市議会事務局から提出された書類の審査及び関係職員 の聴取	1 4
6 関係人調査	1 5
第 7 監査の結果	1 7
1 基本的な考え方	1 7
2 監査委員の判断	1 9
3 結論	2 1
第 8 監査委員の意見	2 1
別紙 請求人の主張に対する説明・意見等	2 3

## 北九州市職員措置請求に係る監査結果

### 第1 監査請求の内容

#### 1 請求人

(略)

#### 2 請求書の提出日

令和2年11月12日

#### 3 請求の内容

(「北九州市職員措置請求書」の原文のまま掲載)

### 第1 違法性のある各会派の令和1年度政務活動費の支出

#### 1 A議員の広報費

広報費は、政務活動及び市政について住民に報告し、及び広報するために要する経費でなければならない(北九州市議会作成「政務活動費使途基準の運用マニュアル」(以下、「マニュアル」という。)10頁)。

A議員は、「定期的に発行する市政報告だよりを折る紙折り機リース料」について、広報費として、按分割合を3分の2とし、毎月5184円、12か月で合計6万2208円を支出している(甲1)。

しかし、A議員は、令和1年度中に、6月議会と9月議会の傍聴案内のハガキを送付しているものの、紙折り機が必要な資料を送付していない。また、令和1年9月に市政に関する資料を1通郵送しているが、仮にその際紙折り機の使用が必要であったとしても通年でリースをする必要はない。

以上の検討によれば、当該支出は、政務活動及び市政について住民に報告し、及び広報するために要する経費であるとは言えず、違法である。

#### 2 B議員の調査研究費

調査研究費は、市政の諸問題、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に要する経費とされている(マニュアル6頁)。

B議員は、行財政に関する情報収集の目的で、「落合陽一塾」の会費について、調査研究費として、按分をせずに、令和1年4月分から9月分まで月額1万800円、同年10月分から令和2年3月分まで月額1万1000円の全額、12か月での合計13万800円を支出している(甲2)。

しかし、かかる「落合陽一塾」の内容は、「落合陽一が生涯教育や幅広い交流を目的としたオンラインコミュニティ、時事ニュースや最新論文、エンタメやネットニュースなど皆で発見し、議論し、知的好奇心をくすぐります。」という説明がなされている（甲3）。このような説明からすれば、かかる「落合陽一塾」は、雑学に類する知識や、いわゆる一般教養を取得する目的で、あるいはサービス利用者間の意見交換や親睦を図る目的で利用するサービスであり、かかるサービスを利用する行為は市政の諸問題に関連する調査研究に関連するものではない。

以上の理由により、当該支出は、市政の諸問題、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に要する経費であるとは言えず、違法な支出である。

### 3 C議員の研修費

研修費は、政務活動のために必要な研修会の開催及び他の団体等の開催する研修会への参加に要する経費とされている（マニュアル8頁）。

C議員は、「政務活動のために必要な研修会の開催及び他の団体等の開催する研修会への参加に要する経費」との目的で、講師1名を招いての政策講演会を開催し、その費用について、研修費として、按分をせずに、24万780円全額を支出している（甲4）。

しかし、かかる講演会は、「C政策講演会」との表題のチラシが配付され（甲4・5頁目）、C議員自身から一般の参加者に対し、洋上風力発電等に関する報告を行った上で、講師と対談することとなっており（甲4・2頁目）、同議員が自身の政務活動のために必要な知識を得るための研修会ではなく、同議員が前面に出て、同議員の活動をアピールし、支持者を増やすことを目的とする企画であると捉えるほかなく、上記講演会の開催は同議員の政治活動である。このような政治活動については、政務活動費からの支出は認められない。

以上の理由により、当該支出は、政務活動のために必要な研修会の開催及び他の団体等の開催する研修会への参加に要する経費にはあたらず、違法な支出である。

### 4 D議員の事務所費

事務所費は、政務活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費とされている（マニュアル20頁）。

D議員は、賃貸料、駐車場代2台分、電気代、電力代、水道代、プロパンガス代、インターネット接続料及び通話料につき、事務所費として、按分割合を10分の9として、合計121万2567円を支出している（甲

5, 別紙1)。

しかし、一般的に按分による支出を行う場合、「政務活動に要した時間や面積、距離の割合で政務活動費に要した経費を計算することが合理的な手法である」、「使用実態に応じた按分率にて計上する場合は、提出書類にその理由(時間、面積、距離等による按分)を補記する」とされているが(マニュアル1~2頁)、同議員提出の資料にはそのような按分計上を行う理由の記載がない。

また、算出が困難な場合、すなわち、活動全体にかかった総時間に対する政務活動に要した時間の割合での算出や、活動全体に使用した総面積・総距離に対する政務活動に使用した面積・距離の割合での算出が困難な場合で、かつ政務活動と政務活動以外の議員活動との兼用で使用する場合には全体の3分の2を上限として支出できることとされているが(マニュアル2頁)、上記支出の按分割合は3分の2を超える10分の9とされてしまっている。

以上の検討によれば、按分計上の理由の記載がなく、算出が困難な場合の上限とされる3分の2の按分率も超えていることから、当該支出は違法である。なお、按分割合が10分の9で正しいと仮定した場合でも、USBケーブル購入費用については按分割合を10分の10として支出しており、少なくとも当該支出については10分の1にあたる金額については支出根拠を欠くため、違法である。

## 第2 北九州市の損害

前項で述べた違法な政務活動費の支出により、会派から市へ返還されるべき政務活動費が、別紙2のとおり、164万6605円となっており、同額の損害が市に発生している。

よって、監査委員は、北九州市長に対して、違法な支出の全額の返還を会派に命ぜよとの勧告を行うべきである。

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添付の上、必要な措置を請求する。

## 事実を証する書面

本文中で指摘している以下の甲号証

- 甲 1 号証 A 議員の政務活動費領収書等の写しの添付用紙
- 甲 2 号証 B 議員の政務活動費領収書等の写しの添付用紙
- 甲 3 号証 「落合陽一塾」のホームページの記載
- 甲 4 号証 C 議員の政務活動費領収書等の写しの添付用紙
- 甲 5 号証 D 議員の政務活動費領収書等の写しの添付用紙

以上

(別紙 1)

D 議員の事務所費支出一覧

	賃料・駐車場代	電気代	電力代	水道代	プロパンガス代	インターネット接続料及び通話料
3月分						6,714
4月分		4,123	5,831		3,708	6,822
5月分	81,194	4,749	3,089	2,583	1,854	6,946
6月分	81,194	4,644	2,601		1,854	6,898
7月分	81,194	5,138	3,391	2,583	1,899	7,583
8月分	81,194	5,031	5,489		1,800	6,692
9月分	81,194	4,808	4,688	2,573	1,800	7,247
10月分	81,194	4,792	3,184		1,854	7,475
11月分	81,198	4,134	3,237	2,583	1,944	7,252
12月分	81,198	4,420	6,414		1,998	7,075
1月分	81,198	5,643	6,150	2,630	1,998	7,044
2月分	81,198	3,882	5,609		2,223	7,183
3月分	81,198	4,830	6,805	2,630	1,890	
4月分	81,396					
合計	974,550	56,194	56,488	15,582	24,822	84,931

以上小計 1,212,567円

USBケーブル購入費用の10分の1 250円

以上合計 1,212,817円

(別紙 2)

議員・会派毎の要返還額一覧

会派名	要返還額	内訳	
E 会派	6万2208円	A 議員分	6万2208円
F 会派	158万4397円	B 議員分	13万800円
		C 議員分	24万780円
		D 議員分	121万2817円

以上合計 164万6605円

- 注 1 請求書の内容は、令和2年12月3日に提出された「補正書」の内容を反映させた。
- 2 請求人の氏名等は略した。
- 3 プライバシー保護の観点から、個人名等は記号化した。
- 4 見出し符号は、本文に合わせた。

(事実を証する書面は記載省略)



## 第2 監査委員の除斥

香月耕治監査委員及び河田圭一郎監査委員については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条の2の規定により、本件監査に当たっては、除斥とした。

## 第3 要件審査

請求人は、令和元年度政務活動費の支出について、違法な公金支出の有無を監査し、北九州市長（以下「市長」という。）に対して、関係会派に違法な支出の全額の返還を命ずる勧告を求めていることから、市長が関係会派に対し不当利得返還請求権を行使していないという、「違法に財産の管理を怠る事実」についての監査を求めているものと認められる。

また、法第242条第2項は、財務会計上の行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、住民監査請求をすることができないと規定しているが、怠る事実については、不作為としての性質上、これを制限しないものとされており（最高裁判所昭和53年6月23日判決）、1年の期間制限を適用すべきではないと判断される。

## 第4 監査請求の受理

法第242条第1項に定める要件を満たしていることから、令和2年11月17日、監査請求の受理を決定した。

## 第5 政務活動費制度の概要

### 1 政務活動費制度の経緯、現状等

#### (1) 制度制定前の市政調査研究費

北九州市議会議員の市政に関する調査研究に資するため、「北九州市議会における各会派に対する市政調査研究費の交付に関する規則」に基づき、市政調査研究費を交付していた。

#### (2) 政務調査費及び政務活動費の法制化

##### ア 政務調査費

平成12年5月に「地方自治法の一部を改正する法律」（平成12年法律第89号）が成立し、地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができることとされた。

これは地方分権一括法の施行に伴い、地方公共団体の自己決定権、

自己責任が拡大する中で、地方議会が担う役割はますます重要なものとなり、地方分権の進展に対応した議会の活性化を図るためには、その審議能力を強化していくことが必要不可欠であることから、議会における会派等に対する調査研究費の助成の制度が創設されたものである。

北九州市（以下「本市」という。）では、この地方自治法改正を受け「北九州市議会における政務調査費の交付に関する条例（平成13年北九州市条例第2号）」及び「北九州市議会における政務調査費の交付に関する条例施行規則（平成13年北九州市規則第25号）」が平成13年4月1日から施行された。

#### イ 政務活動費

平成24年8月に「地方自治法の一部を改正する法律」（平成24年法律第72号）が成立し、「政務調査費」は「政務活動費」と名称変更され、交付目的も「調査研究に資するため」から「調査研究その他の活動に資するため」と改められ、「政務活動費を充てることができる経費の範囲は条例で定める」とこととされた。

本市では、この改正を受け「北九州市議会における政務活動費の交付に関する条例」及び「北九州市議会における政務活動費の交付に関する条例施行規則」が平成25年3月1日から施行された。

これらの改正の結果、政務活動費の交付の対象は改正前の政務調査費の交付の対象であった調査研究活動に加え、費用弁償の対象となる議会活動を除く会派・議員としての活動に拡大され、「市政に関する要請及び陳情の活動」、「住民からの政務活動及び市政に対する要望及び意見の聴取並びに住民相談等の活動」、「政務活動のために必要な会議の開催及び他の団体等の開催する意見交換会等に参加する活動」等も交付の対象となった。

なお、政党活動、選挙活動、後援会活動、私人としての活動等は改正前と同様に交付の対象外である。

#### （3）運用マニュアルの制定

北九州市議会は、政務調査費に関する市民の関心が高まりを見せていることなどから、より適正な執行を図るため、北九州市議会内での自主的な規制として、「政務調査費使途基準の運用マニュアル」を定め、平成23年4月1日からこれを適用することとした。

さらに、地方自治法等の改正により、交付の対象が調査研究活動だけでなく、「市政に関する要請及び陳情の活動」、「政務活動のために必

要な会議の開催及び他の団体等の開催する意見交換会等に参加する活動」などに拡大されたことに合わせ、「政務活動費使途基準の運用マニュアル」（以下「運用マニュアル」という。）に改定した。

運用マニュアルは、それ以降も随時改定が行われており、平成31年3月には、市外調査等にかかる報告書の作成及び提出を義務付けるなどの改定が行われ、同年4月から適用されている。

#### （4）制度運用向上に向けた取組

北九州市議会においては、政務調査費又は政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）及び当該支出に係る領収書又は当該支出の事実を証する書類の写し（以下「領収書等の写し」という。）は、情報公開請求制度によらず、北九州市議会事務局（以下「市議会事務局」という。）での簡易な手続で閲覧できるよう、平成13年度分の収支報告書から常時閲覧の方法により公開している。

なお、その支出について使途の透明化を図るため、平成19年度分からは5万円以上の支出に係る領収書等の写しの添付を義務付け、平成23年度分からは全ての領収書等の写しの添付を義務付けて、閲覧の方法による公開の対象としている。

さらに、平成31年4月からは、閲覧できる者の範囲を「市の区域内に住所を有する者等」から「何人も」に拡大している。

## 2 政務活動費の関連法令等

### （1）地方自治法

法第100条第14項及び第15項では、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる」とされており、「政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するもの」とされている。

### （2）北九州市議会における政務活動費の交付に関する条例（以下「条例」という。）

#### ア 交付対象（第2条）

北九州市議会における会派（所属議員が一人の場合を含む。）に対して、交付する。

#### イ 交付額（第3条）

政務活動費は、各月 1 日における会派の所属議員数に 3 5 万円を乗じて得た額を毎月交付する。

ウ 政務活動費を充てることができる経費の範囲（第 4 条）

政務活動費は、会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、要請及び陳情の活動等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他の住民の福祉の増進を図るための活動に資するため必要な経費の一部に充てることができることされており、その経費の範囲は以下のとおりである。

(ア) 調査研究費

市政の諸問題、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に要する経費

(イ) 研修費

政務活動のために必要な研修会の開催及び他の団体等の開催する研修会への参加に要する経費

(ウ) 広報費

政務活動及び市政について住民へ報告し、及び広報するために要する経費

(エ) 広聴費

住民からの政務活動及び市政に対する要望及び意見の聴取並びに住民相談等の活動に要する経費

(オ) 要請・陳情活動費

市政に関する要請及び陳情の活動を行うために要する経費

(カ) 会議費

政務活動のために必要な会議の開催及び他の団体等の開催する意見交換会等への参加に要する経費

(キ) 資料作成費

政務活動のために必要な資料の作成に要する経費

(ク) 資料購入費

政務活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費

(ケ) 人件費

政務活動を補助する職員の雇用に要する経費

(コ) 事務所費

政務活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費

エ 経理責任者（第 5 条）

会派は、政務活動費に関する経理責任者を置かなければならない。

オ 政務活動費に係る収支報告書及び領収書等の写し（以下「収支報告書等」という。）の提出（第6条）

政務活動費の交付を受けた会派は、経理責任者に収支報告書を作成させ、当該収支報告書に当該支出に係る領収書等の写しを添えて議長及び市長に提出させなければならない。

カ 返還（第7条）

市長は、政務活動費の交付を受けた会派がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派がその年度において政務活動に資するため必要な経費として支出した総額を控除して残余があるときは、期限を定めて、当該残余の額に相当する額の返還を会派に命ずることができることとされている。

(3) 北九州市議会における政務活動費の交付に関する条例施行規則（以下「規則」という。）

ア 交付額の確定（第6条）

市長は、政務活動費の交付を受けた会派から収支報告書等の提出があったときは、その内容を審査し、交付すべき政務活動費の額を確定し、議長を経由して当該会派又は当該会派の経理責任者であった者に通知する。

イ 会計帳簿等の整理保存（第8条）

会派の経理責任者は、政務活動費の経理について会計帳簿を調製するとともに、領収書等の証拠書類を整理し、会計帳簿及び証拠書類を交付を受けた政務活動費に係る収支報告書等の提出期限の日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(4) 運用マニュアル

ア 政務活動費の基本指針

(ア) 使途・支出について

- ① 市政に関する政務活動のために必要な活動であること。
- ② 活動内容が条例の使途基準に合致していること。
- ③ 政務活動に要した経費が社会通念上適切であること。
- ④ 支出について説明ができるよう必要書類等を整備していること。

(イ) 実費弁償の原則

政務活動は、社会通念上、妥当な範囲のものであることを前提としたうえで、活動に要した費用の実費を支出することを原則としている。

(ウ) 按分による支出

議員活動は、多くの活動が渾然一体となっていて行われており、それらを明確に区分することは困難な場合が考えられるため、政務活動に要した時間や面積、距離の割合で政務活動費に要した経費を計算することが合理的な手法であるとしている。

#### イ 政務活動費の支出が不適切な事例について

不適切な支出の事例として、①交際を目的とする活動、②政党本来の活動、③選挙活動、④後援会活動、⑤私的活動、⑥政務活動費の対象外となる活動（費用弁償の対象となる経費）、⑦経費の二重支出（公務などで旅費等が支給される場合、いかなる理由があっても、政務活動費から旅費等の経費を別途支出することはできない。）を挙げている。

#### ウ 項目別指針

条例に定める政務活動費を充てることができる経費の範囲として掲げられている10項目について、具体的な取扱いを定めている。

## 第6 監査の実施

本件住民監査請求については、法第242条第5項の規定により、次のとおり監査を実施した。

### 1 監査対象事項

北九州市議会の各会派における政務活動費の支出に関しては、条例に使用基準が、規則に事務手続が、政務活動費の基本方針として運用マニュアルが定められている。

したがって、請求人の主張について、各会派の政務活動費の支出がこの条例、規則及び運用マニュアルに準拠しているか否かを監査することとなる。

そこで、本件住民監査請求に基づく監査においては、政務活動の有無、政務活動費の支出内容や算出方法について条例、規則及び運用マニュアルに違反していると認められるものはないかを監査の対象事項とした。

### 2 監査対象部局

市議会事務局

### 3 監査の方法

請求人に対して、法第242条第7項の規定により、証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

市議会事務局に対して、請求人の主張についての説明に関する資料、令和元年度政務活動費の交付に係る一連の事跡（本件監査請求に該当する会派に関するものに限る。）、その他政務活動費の交付についての説明に関する資料の提出を要求し、その書類審査を行うとともに、関係職員の陳述を求めた。

さらに、対象となった会派の政務活動費に関する経理責任者に対して、法第199条第8項の規定に基づき関係人調査を行った。

#### 4 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第7項の規定により、令和2年12月8日、請求人に対し証拠の提出及び陳述の機会を与えたが、陳述のみ行い、新たな証拠の提出はなかった。また、その際、法第242条第8項の規定により、市議会事務局の職員の立会いを認めた。

陳述の概要は、次のとおりである。

- ・ 市の財政がひっ迫する中、政務活動費の支出に対する市民の目線は更に厳しくなっていく。
- ・ A議員の広報費は、紙折り機を使用して市政の広報活動等をした形跡が見られない。年間ずっとリースする必要があるのかという気がする。
- ・ B議員の調査研究費は、いわゆる一般教養の取得を目的としたサービスである。平成27年度の福岡地方裁判所の判決は、一般教養取得を目的とした支出を違法としているので、今回も同様に違法であると考えている。
- ・ C議員の研修費は、一般市民の参加を目的とする講演会の開催であり、参加者に自己の活動をアピールする機会に他ならず、政務活動費として支出されることを想定していない費用であり、違法であると考えている。
- ・ D議員の事務所費は、支出の按分を10分の9としているが、運用マニュアルでは、政務活動費以外の目的で行われた活動が含まれる場合は、使用実態に応じて按分するとされ、それが難しい場合は、3分の2が支出の上限とされており、なぜ10分の9であるかの説明が尽くされておらず、支出全体が違法であると考えている。
- ・ 政務活動費の支出は、必要性、相当性を判断しなければならないが、A議員、D議員の支出は、これに関して疑問があり、B議員とC議員の支出は、個人の一般教養の取得や、個人の政治活動を目的としていると言わざるを得ない。
- ・ 政務活動費は市民が納めた税金である。我々はお金を払って北九州市議会議員に市政を託すほかなく、この付託に応えているかを問うている。

- ・ 今回の請求についても、厳正な監査をしていただきたい。

## 5 市議会事務局から提出された書類の審査及び関係職員の陳述の聴取

### (1) 書類の審査

#### ア 提出書類

「政務活動費制度」、「請求人の主張についての説明・意見等」、「令和元年度政務活動費交付に係る一連の事跡（本件監査請求に該当する会派に関するものに限る。）」及び「その他政務活動費交付に関する説明資料」が提出された。

#### イ 市議会事務局による審査の内容等

提出書類及び関係職員への聴き取りにより、以下のことが確認された。

市議会事務局は、政務活動費の支出の審査に当たっては、市長の権限に属する事務を補助執行する立場で、会派から提出された収支報告書等について、条例及び規則に反することが「明らかにうかがえるか否か」や記載の不備、あるいは計算誤りの有無などの外形的な審査を行っている。

また、北九州市議会が自主的に策定した運用マニュアルに照らして執行されているかについても、併せて確認している。

#### ウ 令和元年度政務活動費の状況

(ア) 平成31年4月1日に、6つの会派の代表者名で、所属議員名を添付した政務活動費交付申請書が議長を經由して市長に提出されている。同日付けで、当該申請に基づき、会派の所属議員数に35万円を乗じた額を1か月分として、暫定予算期間の4月から6月までの3か月分に相当する総額59,850,000円を交付する旨の決定がなされ、同日付けで各会派の代表者に通知された。

(イ) 令和元年6月の北九州市議会定例会において、同年度の本予算が成立したことを受けて、同年7月1日付けで、同年度の政務活動費のうち、既に交付を決定している暫定予算期間分を除く期間に対する交付額について、総額179,550,000円を交付する旨の決定がなされ、同日付けで各会派の代表者に通知された。

(ウ) 政務活動費は、各会派の請求に基づき、毎月8日～10日に概算払いにより各会派代表者の銀行口座に振り込まれている。

(エ) 収支報告書等については、令和2年4月30日までに、各会派の代表者から議長及び市長に提出されている。収支報告書には、年間



の収入額、政務活動費を充てることのできる経費の項目ごとに区分した年間支出額と主な支出の内容、差引残額が記載されている。その際、全ての支出に係るものについては、「政務活動費領収書等の写しの添付用紙」に領収書等の写しを添付し、政務活動費を充てることのできる経費の項目、支出目的等を記載したものを提出している。

(オ) 市議会事務局において収支報告書等の確認を行い、令和2年5月27日に、令和元年度の政務活動費交付金の総額198,532,647円を確定し、同日付けで各会派の代表者に交付額の確定が通知された。

なお、5会派に対し、政務活動費返還命令書を発し、返還が確認されている。

## (2) 関係職員の陳述の聴取

令和2年12月8日、関係職員として市議会事務局の職員から陳述の聴取を行った。その際、法第242条第8項の規定により請求人の立会いを認めた。

陳述の概要は、次のとおりである。

- ・ 政務活動費の支出の審査に当たっては、収支報告書等について、条例で定められた使途基準に反することが「明らかにうかがえるか否か」及び記載の不備など外形的な審査並びに運用マニュアルに照らして執行されているかも併せて確認している。
- ・ 審査の方法は、平成21年12月17日の最高裁判所判決を踏まえ、「実際に行われた政務活動の具体的な目的や内容等に立ち入った審査は予定されていない」との考えで行っている。
- ・ 各会派から相談があれば、他都市の運用や裁判例なども参考にしながら、会派が適正な判断ができるよう支援している。
- ・ 監査請求の内容に対する意見については、別紙のとおりである。
- ・ 今回の請求の対象となっている令和元年度の政務活動費の支出については、条例、規則はもちろん、市議会が自主的に定めた運用マニュアルにも従って支出されているものであり、条例上の使途基準に反することは認められないものと考えている。

## 6 関係人調査

### (1) 関係人調査の方法

提出された書類の審査及び関係職員の陳述に加え、条例第5条で設置

が義務付けられている各会派の政務活動費に関する経理責任者に対し、法第199条第8項の規定に基づく関係人調査を行った。

調査は、

①会派としての政務活動費に対する考え方

②請求人の個別事項に対する会派としての見解

等について、関係会派の経理責任者からの聴き取りによる方法で行うとともに、規則第8条に定める会計帳簿の閲覧を行った。

## (2) 聴取内容

ア 会派としての政務活動費に対する考え方

- ・ いずれの会派も、政務活動費の用途については、法、条例及び運用マニュアル等に沿って、厳格に運用を行っている。
- ・ 各議員から提出された領収書等については、各会派の経理責任者において、政務活動費からの支出として適切であるか否かを審査している。

イ 個別の事項に対する会派としての見解

(ア) A議員の広報費について

- ・ 紙折り機は、購入金額が10万円を超えるものをリース契約により使用しており、運用マニュアルの用途基準にもかなうものである。
- ・ 令和元年度の使用実績としては、少なくとも13種類の情報を印刷し、紙折り機を使用し、郵送や手渡し等により、地元住民や関係企業に配布した。
- ・ 市民に必要な情報を早く伝えるため、事務所に紙折り機を導入している。印刷物の折り加工を業者発注すると時間も費用もかかる。
- ・ 紙折り機は後援会に関する資料にも使用するため、3分の2の按分割合を適用している。

(イ) B議員の調査研究費について

- ・ B議員は会派における情報関係の専門家であり、落合陽一氏は情報分野のスペシャリストである。
- ・ 「落合陽一塾」は、最新の情報が日々更新され、会員に送信されるだけでなく、会員同士で行われる高いレベルの話を聞くことで、市政に繋ぐ際に具現化することができる。
- ・ 同塾を利用する前は、9年間で本会議における情報関連の質問件数は9問だったが、同塾利用後は、3年間で17問となった。

(ウ) C議員の研修費について

- ・ この講演会の講師は、市内に工場を有する、リサイクルに関する先進的な技術を有する企業の会長である。
- ・ 講演会の目的は、この会社の取組を本市職員や民間企業に知ってもらい、そこを繋げることである。
- ・ 講演会開催後は、北九州市議会本会議で、同講演会のテーマに関する質問を2回行う等、政務活動としての支出は問題ないと考えている。
- ・ 講演会の経費を広報費でなく研修費で支出した理由は、当該経費に講師謝礼があり、運用マニュアルでは研修費の具体例に上がっていたためである。

(エ) D議員の事務所費について

- ・ D議員が10分の9の按分で支出した件について、運用マニュアルでは使った時間の割合で按分することが原則であり、3分の2の按分割合は、それが困難な場合のものである。
- ・ D議員は、政務活動に使用した時間の実績で適切に計上していたが、公開する資料の中には実績の根拠資料が入っていなかったため、公開資料にそのような資料がある旨を明記した方が良かったと思う。
- ・ USBケーブルは、タブレット端末の情報を、令和2年2月25日の市政報告会において活用する目的で、同月21日に購入したものであり、これ以外の使用はないことから、経費の全額を政務活動費で支出したものである。

ウ 会計帳簿の調製状況

規則第8条に定める会計帳簿を閲覧したところ、適正なものであった。

## 第7 監査の結果

### 1 基本的な考え方

政務活動費は、地方分権の進展に対応した地方議会の活性化を図る趣旨から、議員の調査活動の基盤を強化するため、法に基づき、議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会の会派又は議員に対し交付するものであり、その交付対象、額や交付の方法、政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定められている。

本市では、「北九州市議会における政務活動費の交付に関する条例」が

定められ、この条例を受けて、政務活動費の執行に当たっては、北九州市議会が自主的に定めた「政務活動費使途基準の運用マニュアル」に留意することとされている。

これまで、法改正前の政務調査費について多くの裁判例があるが、主な最高裁判所判決及び本市の政務調査費に係る判決は次のとおりである。

まず、平成21年12月17日最高裁判所判決では「政務調査費は、議会の執行機関に対する監視の機能を果たすための政務調査活動に充てられることも多いと考えられるところ、執行機関と議会ないしこれを構成する議員又は会派との抑制と均衡の理念にかんがみ、議会において独立性を有する団体として自主的に活動すべき会派の性質及び役割を前提として、政務調査費の適正な使用についての各会派の自律を促すとともに、政務調査活動に対する執行機関や他の会派からの干渉を防止しようとするところにあるものと解される。」また、「政務調査費条例は、政務調査費の支出に使途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにうかがわれるような場合を除き、監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその使途制限適合性を審査することを予定していないと解される。」と判示している。

平成22年3月23日最高裁判所判決では、政務調査費に係る当該支出が、政務活動のための必要性に欠けるものであったことをうかがわせる一般的、外形的事実が認められる場合には、特段の事情のない限りこれを本件使途基準に合致しない違法なものとするのが相当であるとされている。

平成25年1月25日の最高裁判所判決においても、政務調査費について「議員として議会活動を離れた活動に関する経費ないし当該行為の客観的な目的や性質に照らして議員の議会活動の基礎となる調査研究活動との間に合理的関連性が認められない行為に関する経費は、これに合致しないものとすべきである。」と判示している。

また、本市「政務調査費返還請求住民訴訟事件」についての平成27年5月15日福岡地方裁判所判決は、法改正前の政務調査費に関するものであるが、「本件マニュアルは、法規範性を有するものではないが、市議会の会派のうち5名以上の議員が属する会派で構成する議会改革協議会において、本件使途基準の解釈等についてとりまとめられたものであるから、具体的な支出が本件使途基準に該当するか否かの判断に当たって参考にされるべきものであると解される。」と判示している。

以上、前記「第5 政務活動費制度の概要」にある「政務調査費」から「政務活動費」への制度移行の経緯も踏まえ、監査では、本件政務活動費

の支出について、条例、規則及び運用マニュアルに照らし、使途制限に違反することがうかがわれるものはないか、外形的に問題はないか、また、社会通念上逸脱したものではないか等の観点から、その適合性を判断することとした。

## 2 監査委員の判断

請求人の主張する、「違法性のある各会派の令和元年度政務活動費の支出」については、それぞれの経費について、次のとおり判断する。

### (1) A議員の広報費について

請求人は、A議員が広報費から支出した紙折り機リース料について、紙折り機を通年でリースする必要はなく、当該支出は、政務活動及び市政について住民に報告し、及び公報するために要する経費であるとは言えず、違法であると主張している。

そこで、同年度における使用実績について関係人へ聴取したところ、本市の各部局から議員宛に提供された各種情報について、必要部分を抜粋して印刷し、配布しやすいよう紙折り機を使用する等、少なくとも13回は使用実績があると説明され、対象となった資料についても確認した。

A議員は、当該紙折り機に係る経費のうち、3分の2を政務活動費から支出している。運用マニュアルでは、政務活動と政務活動以外の活動との兼用で使用する場合の按分割合は、全体の3分の2が上限と定められており、同議員はこの規定に基づく按分割合を適用したものであること、また、今回の支出費目に対する会派の判断については、支出内容の主たる目的を基にした計上を行ったものであること等が説明された。

なお、運用マニュアルでは、事務機器のリース料は事務所費による計上を想定しているが、紙折り機のリース料を広報費として支出することは禁じていない。また、今回の経費の計上に当たっては、会派としての統一的な考え方に基づき行われたことが、関係人への聴取により確認された。以上のことから、支出費目を広報費としたことにより、当該支出そのものが違法となるものではない。

したがって、当該経費の政務活動費からの支出は、違法な支出とは言えない。

### (2) B議員の調査研究費について

請求人は、B議員が、「落合陽一塾」の会費に係る経費の全額を政務活動費から支出したことについて、当該支出は、市政の諸問題、地方行

財政等に関する調査研究及び調査委託に要する経費であるとは言えず、違法な支出であると主張している。

そこで、同塾の会費に対し、政務活動費を支出したことの妥当性を検討するに当たり、関係人調査において、政務活動へ活用した事実について確認を行った。

その結果、B議員は、所属会派において情報関係の専門家という役割を担っており、常にそのスキルの向上を図ることが期待されている。そのため、専門的な情報を最新の状態で入手し、市政へと繋ぐ必要性があること、また、同塾入会後の北九州市議会本会議における情報関係の質問数も、同塾入会前と比べ大幅に増加したこと等、収集した専門的知識を活用した政務活動が行われていると確認された。

したがって、当該経費の政務活動費からの支出は、違法な支出とは言えない。

### (3) C議員の研修費について

請求人は、C議員が開催した講演会の経費の全額を、按分せずに研修費から支出したことについて、当該支出は政務活動のために必要な研修会の開催及び他の団体等の開催する研修会への参加に要する経費には当たらず、違法な支出であると主張している。

そこで、講演会に係る経費に政務活動費を支出したことについての妥当性を検討するに当たり、関係人調査において、講演会が政務活動で政務活動である事実についての聴き取りを行った。

その結果、講演会は、先進的なりサイクル技術を持ち、市内に工場を有する企業の取組を、本市職員や市内の民間企業に紹介し、両者を繋げる目的で開催されたものであると説明された。

また、講演会における大半の時間を、先進的取組を行う企業の会長である講師の講演に充て、C議員は冒頭の5分から10分程度で市の施策を紹介したほか、講演後の質疑応答に代えて、講師との対談を15分程度行ったものであり、講演会におけるC議員の活動は、市政の諸問題等に関する研修会の開催に当たることが確認された。

したがって、当該経費の政務活動費からの支出は、違法な支出とは言えない。

### (4) D議員の事務所費について

請求人は、D議員が事務所費として、10分の9の按分割合で支出した賃貸料、電気代、電力代、水道代、プロパンガス代、インターネット接続料及び通話料（以下「賃貸料等」という。）について、按分計上を

行う理由の記載がなく、また、按分割合の算出が困難な場合の、3分の2の按分率を超えているため、当該支出は違法であると主張している。

また、仮に10分の9の按分割合が正しいと仮定しても、USBケーブル購入費用は按分割合を10分の10としており、少なくとも当該支出の10分の1に当たる金額については違法であると主張している。

そこで、関係人への聴き取りにおいて、賃貸料等に対し適用した10分の9の按分割合の根拠について確認したところ、同議員が事務所を使用した全時間と、このうち政務活動以外の活動に使用した時間について記録した資料が提出された。同資料により、全体の約94パーセントの割合で政務活動に使用されていることが確認された。

次に、使用実態に応じた按分割合を適用する場合は、提出書類に理由を補記することが運用マニュアルで定められているが、これがなかった点については、市議会事務局が保管する同書類により、理由の補記がなされていない事実を確認した。これについては、書類上の不備は認められるものの、これをもって政務活動費からの支出そのものが違法となるものではない。

最後に、USBケーブルの購入経費の全額を政務活動費から支出した理由については、このUSBケーブルは、市政報告会で使用するために購入されたものであり、それ以外では使用されていないことが確認された。

したがって、当該経費の政務活動費からの支出は、違法な支出とは言えない。

### 3 結論

以上のとおり、請求人の主張には理由がないものと判断し、本件請求はこれを棄却する。

## 第8 監査委員の意見

本市の政務活動費については、条例第4条別表により、政務活動費を充てることができる経費の範囲は、各項目ごとにその内容が定められている。この条例を受けて、北九州市議会において運用マニュアルが制定され、項目別の指針が定められ、その制度運用に努めてこられたところである。

今回、広報費、調査研究費、研修費及び事務所費の支出について住民監査請求があり、監査を行った結果、条例、規則及び運用マニュアルに反するものはなかった。

一方、一部において、費用の按分を行う場合の提出書類への理由の補記がなされていないものや、支出項目の選択が市民から見て分かりにくいものがあった。

各会派においては、北九州市議会の政務活動費に対する市民の目線が厳しくなっていることを踏まえ、その使途に疑念を持たれることがないように、不断の見直しを行い、これまで以上に、その運用や執行の適正性の確保に努められたい。また、各会派から提出された収支報告書等の審査を行う市議会事務局においても、よりの確な審査に努められたい。



## 請求人の主張に対する説明・意見等

請求の趣旨	説明・意見等
<p>第1 違法性のある各会派の令和1年度政務活動費の支出</p>	<p>地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法・不当な財務会計上の行為があると認められるときに請求できるものである。</p> <p>そのため、議員による支出行為そのものは直接監査の対象とはならないところ、本件請求における請求人らの主張を善解すると、請求人らは、本市議会の会派が支出した令和元年度の政務活動費の一部が条例に定められた用途以外の用途に充てられているにもかかわらず、市長が当該会派に対し、不当利得の返還請求を怠っていることが違法であると主張しているものと解される。</p> <p>ところで、本市における政務活動費については、法第100条第14項から第16項までの規定に基づき、北九州市議会における政務活動費の交付に関する条例（平成13年北九州市条例第2号。以下「条例」という。）及び同条例施行規則（平成13年北九州市規則第25号。以下「規則」という。）が制定されており、政務活動費を充てることができる経費の範囲（用途）は条例第4条で定められている（以下、この経費の範囲（用途）を限定する定めを「用途基準」という。）。</p> <p>そして、平成21年12月17日最高裁判決では、「政務調査費は議会の執行機関に対する監視の機能を果たすための政務調査活動に充てられることも多いと考えられるところ、執行機関と議会ないしこれを構成する議員又は会派との抑制と均衡の理念にかんがみ、議会において独立性を有する団体として自主的に活動すべき会派の性質及び役割を前提として、政務調査費の適正な使用についての各会派の自律を促すとともに、政務調査活動に対する執行機関や他の会派からの干渉を防止しようとするところにある」とした上で、「政務調査費条例は、政務調査費の支出に用途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにかかわれるような場合を除き、監査委員を含め・・・執行機関が、実際に行われた政</p>

	<p>務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその用途制限適合性を審査することを予定していないと解される。」と判示している。なお、法の改正により、平成25年から政務調査費から政務活動費に制度が変更されたが、上記趣旨が変更されるものではない。</p> <p>上記最高裁判決を踏まえると、各会派が支出した政務活動費の用途基準適合性を審査するに当たって、市長や監査委員は、各会派から提出された収支報告書並びに領収書及び支出の事実を証する書類の写し（以下「収支報告書等」という。）の記載から、用途基準に反することが明らかにかがえるか否かを外形的に判断するしかなく、これを超えて、実際に行われた政務活動の具体的な目的や内容等に立ち入った審査をすることは予定されていない。</p> <p>なお、本市議会では、政務活動費の適正な執行を図るため、「政務活動費用途基準の運用マニュアル」（平成25年3月1日施行。以下「運用マニュアル」という。）を策定している。</p> <p>これは、本市議会内での自主的な規制であって法規範性を有するものではないが、当時の議会改革協議会が、過去の判例や他都市の運用等を丁寧に調査分析して、法の規定に基づく条例の範囲内でとりまとめたものであるから、運用マニュアルに照らして問題のない支出は、基本的には用途基準にも合致しているものと考えられる。</p>
--	--

請求の趣旨	説明・意見等
<p>1 A議員の広報費</p> <p>広報費は、政務活動及び市政について住民に報告し、及び広報に要する経費とされている（北九州市議会作成「政務活動費使途基準の運用マニュアル」（以下、「マニュアル」という。）10頁）。</p> <p>A議員は、「定期的に発行する市政報告だよりを折る紙折り機リース料」について、広報費として、按分率を3分の2とし、毎月5184円、12か月で合計6万2208円を支出している（甲1）。</p> <p>しかし、A議員は、令和1年度中に、6月議会と9月議会の傍聴案内ハガキを送付しているものの、紙折り機が必要な資料を送付していない。また、令和1年9月に市政に関する資料を1通郵送しているが、仮にその際紙折り機の使用が必要であったとしても通年でリースする必要はない。</p> <p>以上の検討によれば、当該支出は、政務活動及び市政について住民に報告し、及び広報するために要する経費であるとは言えず、違法である。</p>	<p>条例の使途基準では、「広報費」として、「政務活動及び市政について住民に報告し、及び広報するために要する経費」の支出が認められているところ、当該会派から提出された収支報告書等の記載によれば、定期的に発行する市政報告だよりを折る紙折り機リース料として政務活動費を支出しているから、当該支出は条例の使途基準に合致している。</p> <p>また、運用マニュアルでは、政務活動以外にも利用されている場合は、「政務活動に要した時間や面積、距離の割合で政務活動費に要した経費を計算することが合理的な手法である。その方法が困難な場合は、活動要素の数や量、活動状況に応じて按分し、実費相当分を支出する方法があり、政務活動と政務活動以外の議員活動との兼用で使用する場合について、全体の2/3を上限として支出できる」とされており、紙折り機の最少使用枚数は定められていないことから、運用マニュアルに照らしても問題はない。</p> <p>以上のとおり、A議員の広報費について、条例の使途基準に反することが認められないから、市長が同議員の所属会派に対して、不当利得の返還請求をしないことに違法性はない。</p>

請求の趣旨	説明・意見等
<p>2 B議員の調査研究費</p> <p>調査研究費とは、市政の諸問題、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に要する経費とされている（マニュアル6頁）。</p> <p>B議員は、行財政に関する情報収集の目的で、「落合陽一塾」の会費について、調査研究費として、按分をせずに、令和1年4月分から9月分まで月額1万8000円、同年10月分から令和2年3月分まで月額1万1000円の全額、12か月での合計13万8000円を支出している（甲2）。</p> <p>しかし、かかる「落合陽一塾」の内容は、「落合陽一が生涯教育や幅広い交流を目的としたオンラインコミュニティ、時事ニュースや最新論文、エンタメやネットニュースなど皆で発見し、議論し、知的好奇心をくすぐります」という説明がなされている（甲3）。このような説明からすれば、かかる「落合陽一塾」は、雑学に類する知識や、いわゆる一般教養を取得する目的で、あるいはサービス利用者間の意見交換や親睦を図る目的で利用するサービスであり、かかるサービスを利用する行為は市政の諸問題に関連する調査研究に関連するものではない。</p> <p>以上の理由により、当該支出は、市政の諸問題、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に要する経費であるとは言えず、違法な支出である。</p>	<p>条例の用途基準では、「調査研究費」として、「市政の諸問題、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に要する経費」の支出が認められているところ、当該会派から提出された収支報告書等の記載によれば、行財政の情報収集のための塾会費として政務活動費を支出しているから、当該支出は条例の用途基準に合致している。</p> <p>また、運用マニュアルでは、「政務活動に要した時間や面積、距離の割合で政務活動費に要した経費を計算することが合理的な手法である」とされており、B議員は使用実態に応じて全額政務活動費として計上したものであり、運用マニュアルに照らしても問題はない。</p> <p>以上のとおり、B議員の調査研究費について、条例の用途基準に反することが認められないから、市長が同議員の所属会派に対して、不当利得の返還請求をしないことに違法性はない。</p>

請求の趣旨	説明・意見等
<p>3 C議員の研修費</p> <p>研修費は、政務活動のために必要な研修会の開催及び他の団体等の開催する研修会への参加に要する経費とされている（マニュアル8頁）。</p> <p>C議員は、「政務活動のために必要な研修会の開催及び他の団体等の開催する研修会への参加に要する経費」との目的で、講師1名を招いての政策講演会を開催し、その費用について、研修費として、按分をせずに、24万780円を全額支出している（甲4）。</p> <p>しかし、かかる講演会は「C政策講演会」との表題のチラシが配布され（甲4・5頁目）、C議員自身から一般の参加者に対し、洋上風力発電等に関する報告を行った上で、講師と対談することとなっており（甲4・2頁目）、同議員が自身の政務活動のために必要な知識を得るための研修会ではなく、同議員が前面に出て、同議員の活動をアピールし、支持者を増やすことを目的とする企画であると捉えるほかなく、上記講演会の開催は同議員の政治活動である。このような政治活動については、政務活動からの支出は認められない。</p> <p>以上の理由により、当該支出は、政務活動のために必要な研修会の開催及び他の団体等の開催する研修会への参加に要する経費にはあたらず、違法な支出である。</p>	<p>条例の用途基準では、「研修費」として、「政務活動のために必要な研修会の開催及び他の団体等の開催する研修会への参加に要する経費」の支出が認められているところ、当該会派から提出された収支報告書等の記載によれば、一般市民を対象とした講演会として政務活動費を支出しているから、当該支出は条例の用途基準に合致している。</p> <p>また、運用マニュアルでは、「政務活動に要した時間や面積、距離の割合で政務活動費に要した経費を計算することが合理的な手法である」とされており、C議員は使用実態に応じて全額政務活動費として計上したものであり、運用マニュアルに照らしても問題はない。</p> <p>以上のとおり、C議員の研修費について、条例の用途基準に反することが認められないから、市長が同議員の所属会派に対して、不当利得の返還請求をしないことに違法性はない。</p>

請求の趣旨	説明・意見等
<p>4 D議員の事務所費</p> <p>事務所費は、政務活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費とされている（マニュアル20頁）。</p> <p>D議員は、賃貸料・駐車場代2台分、電気代、電力代、水道代、プロパンガス代、インターネット接続料及び通話料につき、事務所費として、按分率10分の9として、合計121万2567円を支出している（甲5、別紙1）。</p> <p>しかし、一般的に按分による支出を行う場合、「政務活動に要した時間や面積、距離の割合で政務活動費に要した経費を計算することが合理的な手法である」「使用実態に応じた按分率にて計上する場合は、提出書類にその理由（時間、面積、距離等による按分）を補記する」とされているが（マニュアル1～2頁）、同議員提出の資料にはそのような按分計上を行う理由の記載がない。</p> <p>また、算出が困難な場合、すなわち、活動全体にかかった総時間に対する政務活動に要した時間の割合での算出や、活動全体に使用した総面積・総距離に対する政務活動に使用した面積・距離の割合での算出が困難な場合で、かつ政務活動と政務活動以外の議員活動との兼用で使用する場合には全体の3分の2を上限として支出できるととされているが（マニュアル2頁）、上記支出の按分割合は3分の2を超える10分の9とされてしまっている。</p> <p>以上の検討によれば、按分計上の理由の記載がなく、算出が困難な場合の上限とされる3分の2の按分率も超えていることから、当該支出は違法である。</p> <p>なお、按分割合が10分の9で正しいと仮定した場合でも、USBケーブル購入費用については按分割合を10分の10として支出しており、少なくとも当該支出については10分の1にあたる金額については支出根拠を欠くため、違法である。</p>	<p>条例の用途基準では、「事務所費」として、「政務活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費」の支出が認められているところ、当該会派から提出された収支報告書等の記載によれば、賃貸料、駐車場代2台分、電気代、電力代、水道代、プロパンガス代、インターネット接続料及び通話料（以下、「事務所費関連経費」という。）を支出しているから、当該支出は条例の用途基準に合致している。</p> <p>また、運用マニュアルでは、事務所が、政務活動以外にも利用されている場合は、「政務活動に要した時間や面積、距離の割合で政務活動費に要した経費を計算することが合理的な手法である。その方法が困難な場合は、活動要素の数や量、活動状況に応じて按分し、実費相当分を支出する方法があり、政務活動と政務活動以外の議員活動との兼用で使用する場合について、全体の2/3を上限として支出できる」とされており、D議員の事務所費関連経費については、使用実態に応じて10分の9とされており、運用マニュアルに照らしても問題はない。</p> <p>以上のとおり、D議員の事務所費について、条例の用途基準に反することが認められないから、市長が同議員の所属会派に対して、不当利得の返還請求をしないことに違法性はない。</p> <p>なお、USBケーブル購入費用については、政務活動専用の機器としての計上であり、按分割合を10分の10で計上することも問題はない。</p>

請求の趣旨	説明・意見等
<p>第2 北九州市の損害</p> <p>前項で述べた違法な政務活動費の支出により、会派から市へ返還されるべき政務活動費が、別紙2のとおり、164万6605円となっており、同額の損害が市に発生している。</p> <p>よって、監査委員は、北九州市長に対して、違法な支出の金額の返還を会派に命ぜよとの勧告を行うべきである。</p> <p>地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添付の上、必要な措置を請求する。</p>	<p>以上のとおり、請求人が条例の用途基準に反すると主張する政務活動費の支出は、いずれも法に基づく条例、規則はもちろん、運用マニュアルの規定にも従って適正に支出されたものであり、条例の用途基準に反することが認められないから、市長が各会派に対して不当利得の返還請求をしないことに違法性はなく、請求人の主張にはいずれも理由がない。</p>